

移転登録における非課税車等*の取扱いについて

転出前の都道府県において法令の規定に基づき自動車税が課されていない場合は、転出後の都道府県において、新所有者に月割計算による自動車税が課されます。

また、転入後の都道府県において自動車税が課されない場合は、転出前の都道府県において、前の所有者に月割計算による自動車税が還付されます。

* 非課税車等とは、法律又は条例等の規定に基づき自動車税が課されないものをいいます。

継続検査用の納税証明書について

県域を越える変更登録または移転登録後、次年度分の自動車税の納期限までの間に継続検査を受ける必要がある場合は、転出前の都道府県の継続検査用の納税証明書（移転登録の場合は前の所有者の納税証明書）が必要となります。

※次の車検時に必要な納税証明書はどこの都道府県のでしょうか？（都道府県をまたぐ移転・変更の場合よく考えましょう）



Q&A

Q 自動車税の月割計算が廃止されるとどのようになりますか。

A 県域を越えた引越などによる変更登録を行った場合や売買による移転登録を行った場合でも、同一都道府県内での変更登録や移転登録と同様に、月割計算による自動車税の還付や新たな課税は行われなくなります。

Q 県域外への転出後、同一年度内に抹消登録が行われた場合には、自動車税はどのようになりますか。

A 抹消登録に伴う自動車税の還付は、その年度分の自動車税の納付が行われた都道府県において当該自動車税の納税義務者（移転登録の場合は前の所有者）に対して行われます。

Q 年度の途中で廃車にした場合は、どのようになりますか。

A いままでどおり月割計算によって自動車税が還付されます。
また、自動車を年度の途中で新規登録した場合についても、月割計算によって、自動車税が課税されます。

詳しくは、最寄りの都道府県の税務担当課または自動車税（県税）事務所などにお尋ねください。